

第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)パブリック・コメント実施結果

第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)
(2)政策等の案の公表日	平成28年12月9日(金)
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	平成28年12月9日(金)～平成29年1月10日(火)(33日間)
(4)意見等提出者数	1人
(5)提出意見等件数	5件
(6)提出意見等	下記のとおり
(7)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり
(8)その他の修正点	なし

■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

番号	該当箇所	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画（素案）への反映	ご意見への回答
1	全体	<p>【平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」の結果の表示法】</p> <p>平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」に基づく各種分析については、年齢層別の考察結果を紹介してもらえるとよいと思う。</p> <p>これまでの取り組みの成果として、また、社会環境の変化に伴って、現在の20代・30代は男女共同参画という概念を所与・前提のものとして認識していると思う。これからは、広く社会全体に男女共同参画を広めるというよりは、男女共同参画をめぐる世代間ギャップを埋めるような政策が期待されるのではないかと考えますし、なによりもこれまでの取り組みの成果の評価・検証が必要とも考えます。そのためには新たな計画を描くための、世代間での認識の度合いを見れるような分析の仕方も検討していただけたらと思います。</p>	原案どおり	当該意識調査では、回答数が少ない年齢層もあることから、年齢層別の正確な分析ができません結果となっています。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
2	13ページ 具体的施策9	<p>【市立図書館・歴史資料館の位置づけ】</p> <p>部や課の設置の仕方の変化にともなって、両館は文化課の所管する施設になったときいています。保育所が『「子育て支援課」（保育所）』という位置づけをされていますが、同様に『文化課（市立図書館・歴史資料館）』としたほうが、「担当課」という表現においては統一感が出るのではないのでしょうか。</p> <p>また、歴史資料館にも、郷土史が示す男女共同参画の普及や、かつてから存在する男女共同参画を踏まえた営みに焦点をあてた郷土資料の収集や展示にかかわっていただきたい（かかわっていただいていると思うので、その明示をしていただきたい）と思います。</p>	修正します	ご意見のとおり表示の統一のため、「市立図書館」を「文化課（市立図書館）」と修正します。 <p>歴史資料館に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

3	<p>18ページ 具体的施策 13</p>	<p>【女性人財リスト】 生涯学習推進課において社会教育分野における「人材バンク」の制度があります。課が違う・細かい運用ルールが違うということは理解していますが、相互乗り入れのような運用・工夫をしていただけないでしょうか。 たとえば、「人材バンク」の登録をした女性の方にはそのまま同じ1枚の紙で「女性人財リスト」への登録も同時に行えるようにする、逆に「女性人財リスト」の登録者の方には、「人材バンク」登録も行えるようにするなどです。 人財リストから人材バンクへは、そのバンクを利用する方への個人情報の提供の仕方にかなり留意が必要なのも理解していますけれども、人財リスト・人材バンクに登録を希望し、もっと活躍してもらいたい女性の方むけのワンストップサービスを実現していただくとともに、人材（財）を必要とする方についてもワンストップで輝く女性の方の存在を紹介できるような支援体制を部署を越え総合的な行政の施策として実現していただきたいです。</p>	<p>ご意見として承ります</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>23ページ 具体的施策 20</p>	<p>【事業所における男女共同参画と女性活躍の推進】 市の女性向け起業セミナー受講者や、男女共同参画の実践をしている企業について、部分的にでも、入札やプロポーザルの際に加点を加えられるようなインセンティブの付与ができる制度の検討はできませんでしょうか。 インセンティブが働かないと、一定の年齢層の男性が経営者層にいる企業に男女共同参画の概念を今以上に認識してもらおうのはむつかしい状況にあるのではないかとも思います。</p>	<p>ご意見として承ります</p>	<p>具体的施策20の事業内容に示していますとおり、男女共同参画の取組状況を評価する内容の検討を行うこととしています。</p>

5	24ページ 活動指標・成 果指標⑨	<p>【指標⑨】</p> <p>指標としての「女性起業支援数」が、相談件数か、市主催の女性起業セミナー受講者数なのかで定義や評価が変わりそうです。</p> <p>また、女性起業セミナー受講者数の場合、新規創業のみならず、既存事業の経営継承や多角化の段階にある受講者もみられると聞いていますので、「起業支援数」にそうした段階への支援数を含めるのは少し違和感があります。</p> <p>指標の実態が「(受講者の状況はともあれ)女性起業セミナー受講者数」を示すのであれば、年間のセミナー受講者数と表記されたほうが指標としては正しいのではないかと思います。逆に広く支援件数を指すのであれば、「女性の起業・経営支援件数」というような表現のほうがいいのかとも思います。</p>	原案どおり	<p>女性起業入門講座は、産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業として開催しています。同法の創業支援の対象となる創業者は創業後5年未満の者も対象としており、女性起業入門講座においても同様の者を創業者として支援しています。</p> <p>よって、女性起業入門講座修了者数を女性起業支援数としています。</p>
---	-------------------------	---	-------	--